

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案（6月施行予定）についてのパブリックコメント

（１）改正の背景として、未処理案件の増加、処理期間の長期化が挙げられている。この問題の解決策を検討することは当然、必要であるが、「真の難民の迅速かつ確実な保護に支障を生じさせないために、難民認定手続きの適正性を確保する」ことが最も重要なことであり、侵害されてはならない絶対条件である。

従って、「難民認定手続きの効率化及び合理化を図るとともに、濫用・誤用的な申請に対して適切に対応する」ことが主目的となってしまうことにより、上記の絶対条件が蔑ろにされることがあってはならない。そのために今回の改正でそれがどのように担保されているかが最大の問題として下記の点が明確にされねばならないと考える。

（２）改正点として難民認定に係る権限等を地方入国管理局長に委任することと、再申請用の難民認定申請書の様式の新設の２点が挙げられている。

- ① まずこの２点は上記（１）の絶対条件とされるべき難民保護に関する基本的な考え方とどのように整合性が保たれているか。つまり、基本的な保護政策がこの２点においてどのように担保されているかを明確にしていきたい。
- ② 地方入国管理局長は、各々の管理局の運営、収容施設の設備管理、収容者の処遇、収容方針等に関して独自に決定できる極めて大きな権限を有する。このような局内の大きな権限の中で難民認定を地方入国管理局長に委任する場合、管理局によって基準の相違、不必要な厳格化など難民保護に支障をきたすような事態が生じるのではないかと危惧される。そのようなことが生じないようどのような対策がとられることになっているかを明確にしていきたい。
- ③ 再申請用の難民認定申請書の様式新設については、濫用・誤用的な再申請とそうでないものを迅速かつ的確に判断できるようにするのが趣旨であると説明されている。新設様式案を見ると、項目３で「今回は、新たに主張する迫害事情がありますか」との設問があり、「ない」と回答した場合と「ある」と回答した場合に分かれている。つまり「ない」と回答した場合は、本来の迫害内容にかかわらず濫用・誤用的再申請であると迅速に（拙速に）判断されてしまう危険性が懸念される。再申請時に、新たな迫害事情がある場合もあれば、新たな証拠が提示される場合もあるのは事実であるとしても、本来の迫害事情がずっと継続しており新たな迫害事情がない場合も大いにありうる。これを一律に濫用・誤用と判断してしまうことが懸念されるが、このようなことがなくするためにどのような措置が担保されているかを明確にされたい。

以上